

岐阜県医療機能情報提供制度実施要領

第1 目的

この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条において知事が定めることとされた事項等について、その詳細を定めることにより、医療を受ける者が病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下、「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）の提供制度の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 情報の取扱方針

- 1 知事は、常に正確、迅速かつ適切な医療機能情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 2 知事は、病院等の管理者から報告を受けた事項について、原則としてそのまま公表するものとする。
- 3 病院等の管理者は、常に正確かつ適切な医療機能情報の提供に努めなければならない。

第3 医療機能情報の報告

- 1 病院等の管理者の知事への医療機能情報の報告の種別及び報告の時期は、別表のとおりとする。ただし、基本情報以外の情報に変更が生じたときに報告することを妨げるものではない。
- 2 定期報告及び新規開設許可時報告は様式第1～4号（病院は様式第1号、診療所は様式第2号、歯科診療所は様式第3号、助産所は様式第4号）、変更報告は様式第5号（共通様式）によるもの、又は電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき岐阜県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法によるものとする。
- 3 訂正報告は、定期報告又は変更報告のいずれかに準ずる方法によるものとする。
- 4 病院等の管理者は、第2項の報告書2部を医療機関の所在地を所管する保健所を経由して知事に提出する方法、又は医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）を経由する方法により知事へ提出するものとする。
- 5 前項前段の報告書のうち1部を磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録した物の提出をもって代えることができる。

第4 報告事項の公表

- 1 知事による公表

(1) 知事は、医療情報ネットを活用して、病院等から報告された医療機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行うため、適宜医療情報ネットの情報を更新するものとする。

(2) 知事は、法第8条の2及び第9条に基づく休廃止等の届出が行われたときは速やかに医療情報ネットの情報を更新するものとする。

2 病院等の管理者による公表

病院等の管理者は、当該病院等が報告した医療機能情報について、書面又は電磁的方法により県民、患者等に提供しなければならない。

第5 相談への対応

知事は、医療機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等を適切に行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年9月30日から施行する。

2 この要領の第3及び第4の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度における報告及び公表の時期は、別に定める時期とする。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する

附 則

1 この要領は、令和6年1月5日から施行する

別表

報告の種別	報告の時期
毎年定期的に行う報告（以下「定期報告」という。）	別に知事が定める日までに毎年1月1日現在の状況を報告
新たに開設許可を受けた病院等又は届出を行った診療所等の管理者が行う報告（以下「新規開設許可・届出時報告」という。）	開設許可・届出後15日以内に開設時の状況を報告
規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報に変更が生じたときに行う変更の報告（以下「変更報告」という。）	変更が生じたときから30日以内に変更事項を報告
報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告（以下「訂正報告」という。）	速やかに随時報告